

障害者人権 110 番

【所在地】

〒 733-0004 西区打越町 17 - 27

育成会総合福祉センター 2 階相談室

電話・FAX 082-537-1777 広島市手をつなぐ育成会

ホームページアドレス <http://h-ikuseikai.or.jp>

【相談日時】

区分	相談時間	相談体制
電話相談	・月～金曜日 午前9時～午後5時	・障害者福祉の知識と相談経験のある常駐の相談員及び関係団体の専任相談員
	日曜日、祝日、年末年始と上記時間以外は、留守番電話またはFAXによる	
面接相談 (予約制)	・月～金曜日 午後1時～午後5時	・弁護士 ・必要に応じて、医師、教育関係者、労働関係者
	・第2水曜日 午前10時～午後0時(偶数月) 午後2時～午後4時(奇数月)	

【相談業務内容】

- ・生命、身体侵害について
- ・財産侵害、財産管理、相続について
- ・金融、消費、雇用、契約について
- ・その他、障害を理由とする差別や障害者の人権について
例えば、結婚、仕事、教育、いじめによる暴力など、障害者の権利について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は予約来所してください。面接相談（予約制）は、1週間前までに名前、住所、電話番号、本人との関係、希望日と相談内容を連絡の上、お申し込みください。